



『公的機関が太鼓判？ 仏像の「買え買え詐欺」』

【事例1】

仏具店から仏像のパンフレットが送られてきた。3日後に別の業者から電話があり「パンフレットにある仏像を90万円で買えば、当社が100万円で買いつける。」と言われたが、不審に思い断った。その数日後、公的機関を名乗る団体から「高額な仏像を売りつける商法が流行っている。注意するように。」と電話があったので、自分の状況を伝えると「そこなら販売店も買いつける業者も問題のない優良企業だ。」と言われ、すっかり信用して仏具店に注文した。翌日、男性が仏像を持参したので受け取り、現金90万円を渡したが、その後買い取り業者にも仏具店にも連絡がつかない。どうしたらよいか。

(60歳代 女性)



【アドバイス】

(1)ある販売業者が提供する商品や権利等を、別の業者が「購入額以上で買いつける。」などと、あたかも消費者

の利益になるかのような説明で契約させようとすると劇場型勧誘(買え買え詐欺)の相談が後を絶ちません。

【事例1】

(2)今回の事例のように、公的機関を名乗る団体(例えば国民生活センター)を連想させるような団体など(まで登場し、「その会社は大丈夫。」などと言って消費者を信用させるケースも見られます。

【事例2】

(3)実際に買い取り等が行われたケースは今までに一件も確認されていません。

(4)お金を支払ってしまうと、業者と連絡が取れなくなることも多く、お金を取り戻すのは極めて困難です。うまい話はありません。きっぱり断りましょう。

★困った時は、消費生活センターなどに相談しましょう。

『ついうっかりが思わぬ事故に！』

『低温やけど』にご注意！』

【事例1】

ゆたんぼを付属のカバーと、別に購入した袋で二重に包んで足元に置いて就寝したところ、ふくらはぎに低温やけどを負った。

【原因】

就寝中に無意識に接触してしまい、そのまま長時間接触したために低温やけどを負ったものです。

【事例2】

電気あんかの温度を「強」に設定し、両足に触れないように置いていたが、

目覚めると両ふくらはぎの下に電気あんかがあり、重傷の低温やけどを負った。

【原因】

睡眠薬を服用していたために熟睡し、気づかないうちに体が触れて低温やけどを負ったものです。



【低温やけどとは?】

(1)比較的低い温度(44℃～50℃)でも長時間にわたって皮膚の同じところに触れていると筋肉などが壊死するために「低温やけど」を負います。

(2)44℃では3～4時間以上、50℃では2～3分で「低温やけど」になるといわれています。

(3)やけどは、皮膚の表層のみでおこります。しかし、「低温やけど」は皮膚の変化が少なく痛みも弱いですが、実際は皮膚の深い部分にやけどをおこしているため、皮下組織が壊れ、植皮手術が必要になることがあります。

『低温やけどの防止のために!』

(1)「低温やけど」は、ゆたんぼ、電気あんか、こたつなどの暖房器具のほか、カイロ、ノートパソコン、携帯電話などでもおこります。

(2)同じ部位を長時間温めないでください。違和感や熱いと感じたら、直ちに使用を中止してください。

(3)ゆたんぼやあんかを厚手のタオルや専用のカバーなどで包んでも低温やけどはおこります。

(4)就寝前に布団の中に入れ、温まったらゆたんぼは布団から出し、電気あんかはスイッチを切ってください。

(5)使い捨て式の一般用カイロや靴下用カイロは、目的以外の部位で使用しないでください。

(6)取扱説明書をよく読んで、正しく使用してください。

『消費生活に関するご相談は』

農林商工課 消費生活コーナー
月・水・木の午前9時～午後5時
来庁相談も可能ですが、まずはお電話ください。

☎739-0001(内線2555)